

3. 健康管理

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 保健室の利用 | 保健室では、必要に応じて内服薬の投与とケガなどの処置が受けられ、一時安静もできるようになっています。
また、医師の診療が必要と判断した場合には、適宜保健室担当職員が付き添い病院へ送ることもあります。その場合の治療費等は自己負担となります。 |
| 2. 健康診断 | ① 学校保健法に基づき、毎年実施します。必ず受診してください。
② 健康診断の結果は、後日全員に、健康診断結果票を配布します。
③ 大学の診断日に受けられない学生は、直接自分で病院・保健所などの健康診断を受け、検査結果を保健室に提出してください。この場合の費用は自己負担となりますので、必ず実施日に受けてください。 |
| 3. 遠隔地被保険者証 | 自宅外から通学する学生は医療費の援助が受けられるよう、「遠隔地被保険者証」を常時所持してください。
「遠隔地被保険者証」は、在学証明書（教務課）と住民票（市、区役所）を取り寄せ、扶養者の勤務先あるいは市区町村役場に提出すると交付されます。 |
| 4. 保健調査票
「あなたの健康のために」 | 2枚に必要事項を記入し、健康診断の際に保健室に提出してください。 |
| 5. 身体障害者手帳 | 「身体障害者手帳」の交付を受けている学生は、保健室まで申し出てください。 |
| 6. 学生教育研究災害傷害保険 | 学生教育研究災害傷害保険は、学生の不慮の事故に対する補償制度として、(財)日本国際教育支援協会によって設けられた保険で、本学では入学の際に全員加入しています。
補償の対象は正課、学校行事、課外活動中及び、合理的な経路による住居と学校施設等との往復時間中に身体に傷害を被った場合で、その際は直ちに学生支援課に届け出て、保険金請求の手続きをとってください。
詳しくは入学の際に配布した、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」をご参照ください。 |
| 7. 学生総合保障制度 | 学生総合保障制度とは、学内・学外を問わず、一日24時間学生生活全般にわたる事故・災害に備えるための任意加入の損害保険です。
詳しくは入学の際に配布した「学生総合保障制度のご案内」をご参照ください。 |

8. 健康診断実施証明書

定期健康診断を受けた学生に限り、所定の医療機関で発行します（有料）。

9. 学校医

本学では疋田医院进行学校医として定めています。

疋^{ヒキ}田^タ医院

〒277-0852 柏市旭町1-2-8 ネモト第3ビル3F

TEL 04-7143-2211

(受付時間) 平日 8:00~11:30、14:30~18:00

土曜日 8:00~11:30、14:30~16:30

日曜日 8:00~11:30

(休診日) 木曜日・祝日